

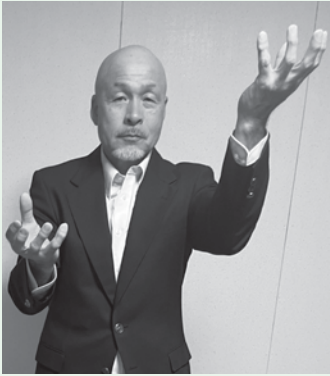
今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまがいつそう手話に親しめるよう、日常で使われることが多い手話を定期的に紹介します。

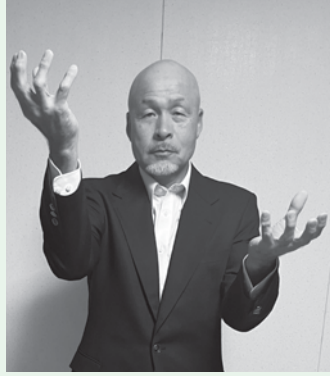
◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

その87「果物・フルーツ」

1



2

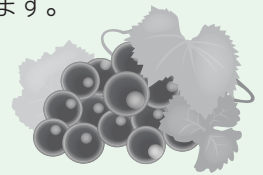


名寄手話の会では、手話を学び福祉向上に関わる活動をしています。ぜひ見学にお越しください。

名寄市総合福祉センター(西2南11)
毎週火曜日19:00～
毎週土曜日10:00～

体の前で、両手の5指を軽く折り曲げて上に向け、上下させながら外側へ動かします。木の枝にたくさん実っている果物を表現しています。

今月の講師 上川北部聴覚障害者協会(※)岡崎 尚則さん
※和寒町から中川町までの広域に住んでいるろう者が集まり活動しています。



きっかけは訪問購入? 犯罪まがいのトラブルに ご注意ください!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

訪問買い取りの電話勧誘があり、男性が訪問。不用品を見せると「価値がない。貴金属はないか」と男性が家に入り勝手に鏡台やタンスの引き出しを開けて貴金属類を物色したが「売らない」と断ると帰った。

数十分後に男性から「間違って貴金属類を持ってきてしまったので、返しに行く」と連絡後、貴金属類を持って謝罪に来た。返却されたが、誤って貴金属類を持ち帰るなどあり得ないと思う。情報提供する。(70代)

- ◆購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ◆突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ◆訪問を承諾する場合は、一人では対応せず、業者から目を離さないようにしましょう。
- ◆買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断るようにしましょう。
- ◆不安なときは、警察や消費生活センターに相談しましょう。



困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。